

福井県医師会

だより

第603号 平成23年(2011)9月



琴の音にそふる歩幅や蓮の園

福井市 本定 晃

表紙写真説明：琴の音にそふる歩幅や蓮の園

福井市 本定 晃

母の受賞句で夏の句である。今回の作品は高齢の母の健康を祈りつつ、動きを主眼に書いてみた。文字の配置、線質、字間行間の処理等を通して、夏季の温かな雰囲気を少しは表現できた。次は少字数の前衛作品に挑戦予定である。

醫 縫 録

有床診療所

勤務医担当理事 新 谷 拓 也



近年、福井県医師会員数における勤務医の占める割合は、平成13年度に47.2%であったものが平成22年度には49.9%と増加してきている(その間の全国平均は47.2%→47.0%と逆に減少)。『勤務医』の中には病院勤務医、診療所勤務医、また、行政団体に所属する医師や産業医もあり、その形は様々である。

現在私が勤務するのは、19床の有床診療所に50床の老人保健施設が併設した、いわゆる複合施設である。外来、入院、老健、予防接種や産業医など多岐に亘る業務を常勤医3人で分担して行っている。基本的には、地域の『かかりつけ医』の役割を担う医療機関である。地域的に救急病院まで少し距離があることもあり、当院かかりつけの方や地元の方を主な対象に、時間外の救急患者さんの対応をしている。また、当院で対応できる範囲での救急車の受け入れもしている。19床の入院病棟は、急性期病院からの転院や癌の終末期医療、肺炎や脱水等の診療所で対応可能な急性期の治療も行っている。

医師不足による医療崩壊が叫ばれて久しいが、私の勤務する福井県の嶺南地域は、県内でも人口当たりの医師数が最も少ない地域であり、事態はより深刻である。全国的な医師不足による病院勤務医の過重労働は周知の事実となり、それに加え病院経営の悪化もあり、病院への手厚い診療報酬配分、また、病院勤務医師負担軽減のための医師事務作業補助体制加算などの負担軽減策が診療報酬の中に盛り込まれるようになった。一方、診療所に対する診療報酬は、外来管理加算の5分間ルールによる制限(現在は緩和)、再診料の減額など、いっそう厳しい状態へ追い込むような施策が続いている。しかし、さらに厳しいのは、有床診療所における入院に関する診療報酬である。ご存知のように、

有床診療所の入院に関する診療報酬は極端に低く抑えられている。そのことは、近年の有床診療所のベッド数の減少と決して無関係ではない。複合施設である当院において、診療所の入院単価と老健における入所者の単価を比較すると、ほとんど差が無いのが現状である。医療機器を整備してある程度の急性期医療を担っても、老健と変わらないような極端に低い診療報酬体系では、有床診療所が廃業に追い込まれるのも当然といえる。

しかし、有床診療所がこれまで果たしてきた役割、また、これから果たすべき役割を考えると、適正な診療報酬体系を整え、またその理念を明確にしながらか残すべきではないかと考える。平成23年6月に行われた日本医師会の『有床診療所に関する検討委員会(中間答申)』の中でも、診療所の果たすべき以下の5つの機能が示されている。

- (1) 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡しとしての機能
- (2) 専門医療を担って病院の機能を補完する機能
- (3) 緊急時に対応する医療機能
- (4) 在宅医療の拠点としての機能
- (5) 終末期医療を担う機能

これからの少子高齢化社会において、居宅にもっとも身近な場所で、慣れ親しみ、患者個人や家族背景まで知った医師が診療にあたる有床診療所は、病院と連携をとりながら、外来、入院、在宅、看取りまでを一連の形態でおこなえる医療を提供する重要な社会資源のひとつとして、今後も重要な役割を果たしていくべきだと考える。